

1. 組織名

日本行政書士会連合会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

政府調達

意見

国内企業が諸外国の公共事業を受注しやすくなる可能性は考えられるが、翻って日本の公共事業への外国企業の参入が容易になることによる国内企業への影響、特に入札ポンド制度が小規模工事、地方自治体発注工事等まで拡大される可能性があるならば中小企業への影響は多大であると考え。さらには調達物件の質の確保等も踏まえつつ慎重に議論されたい。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

知的財産

意見

個別項目の中には、著作権の保護期間、著作権侵害に対する職権による刑事手続などがあげられている。具体的には著作権保護期間が現行の50年から70年に延長される可能性、また著作権侵害の非親告罪化の可能性などが考えられるが、今後の議論の際には長年にわたり築き上げられてきた日本文化の背景等を十分に鑑み、慎重な議論が必要であると考え。

4. 提出意見③

該当する交渉分野

越境サービス

意見

他国の資格・免許を相互に認め合うこと(相互承認)については、日本国内における高度な専門性・専門知識のもとに創設されている各資格制度が、他国の専門職との相互承認等により、専門性の質の維持が困難になるなどして、将来的に国民の不利益や権利利益の侵害等につながらないように慎重に議論すべきである。

#### 5. 提出意見④

##### 該当する交渉分野

商用関係者の移動

##### 意見

外国人の高度人材の一時的な入国手続の迅速化等は有意義ではあるが、治安を脅かすような入国者を、厳に排除するための人的インフラの充実も重要であり、入管法上の申請取次制度の有効活用などが望まれる。

#### 6. 提出意見⑤

##### 該当する交渉分野

分野横断的事項

##### 意見

そもそもTPPに内包するISDS条項及び「ラチェット」条項がTPP参加の是非を判断するための重要な要素となっていることは否定できないのではないかと。米国企業のメキシコ進出において、メキシコ国内法が投資阻害要因とされメキシコ政府が敗訴した例にあるように、投資を阻害する要因が排除されるというISDS条項において、外国企業の日本国内参入によって我国の許認可体系が揺らぐことがあれば、独自の許認可制度により事業規制を行うことで、国民の安全確保を図ってきた我国の施策そのものが崩壊する危険をはらんでいるのではないかと。また許認可制度のもとに支えられてきた多くの国内産業に大打撃をおよぼす可能性があることなども踏まえ、国内における不安要素を払拭されるよう今後の交渉課題として対応されたい。

#### 【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービ ス	商用関係者 の移動	金融サービ ス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項